

収入証紙の廃止に係るパブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見募集期間：令和6年10月2日～11月1日
- (2) 意見募集の対象
 - ・島根県収入証紙条例を廃止する条例（素案）
 - ・収入証紙に代わる収納方法案
 - ・スケジュール案
- (3) 意見の件数（意見提案者数）：2件（1名）

2. 意見の要旨及び意見に対する県の考え方

意見の要旨	意見に対する県の考え方
収入証紙に代わる納付方法として、法人にとって利便性の高いペイジー（インターネットバンキングによる納付）の導入を希望	<ul style="list-style-type: none"> ・収入証紙に代わる納付方法の一つとして、ペイジーの導入を検討している。 ・現在、整備を検討している納付方法のうち、インターネットバンキングを利用できる納付方法は以下の2つ <ol style="list-style-type: none"> ①しまね電子申請サービスによる納付【ペイジーで納付する場合】 一部の使用料、手数料では、既にしまね電子申請サービスによる納付が可能となっており、今後も順次対象を拡大して行く予定 ②納入通知書、納付書による納付【ペイジー、eLTAX（エルタックス）で納付する場合】 ペイジーでの納付は令和8年度から、eLTAXでの納付は令和8年度中の利用開始を検討中 ・ただし、納付方法は申請主体、頻度、納付確認に要する時間等を考慮し、手続ごとに選択するため、整備する納付方法を全て利用できるわけではないが、県民の利便性が向上する方法を検討していく。
収入証紙の廃止時期及び収入証紙に代わる納付方法への移行時期について随時情報提供を希望	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月末で収入証紙の販売を終了し、令和8年4月から廃止する。ただし、経過措置として令和8年9月末まで収入証紙による納付を可能とする。 ・手続ごとに利用可能な納付方法や利用開始時期について、随時県のホームページで確認できるよう対応する。

いただいたご意見は、以前報告した収入証紙の廃止及び収入証紙に代わる納付方法案の趣旨に沿ったものであり、今後の検討の参考とする。

3. 今後の予定

令和7年2月	2月議会に収入証紙条例の廃止条例案及び収入証紙に代わる納付方法の整備に必要な予算案を提出
令和7年3月末	収入証紙条例廃止（公布）
令和7年度中	収入証紙の廃止と新たな納付方法について県民周知
令和8年3月末	収入証紙の販売終了 ⇒ 収入証紙条例廃止（4月1日施行）
令和8年9月末	収入証紙による納付終了（完全切替）
令和13年3月末まで	未使用の収入証紙の還付